

【別紙1 公用】

旭戸第165号  
令和6年5月8日  
旭区長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第11条第3項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の機関の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和5年7月14日	横浜市旭区福祉保健センター	上白根三丁目	国民健康・栄養調査実施のため
令和5年10月25日	横浜市旭区役所	旭区全域	令和5年住宅・土地統計調査の審査のため